

事務連絡
令和2年11月27日

各都道府県・政令市

一般廃棄物行政主管部（局）御中

産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの要請により、各府省庁は、所管する業界において小規模な患者の集団（クラスター）*が発生した場合には、その原因究明及び分析を行い、再発防止策を検討することとされました。

そのため、一般廃棄物行政主管部（局）におかれましては、貴管内市区町村において一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスターが発生した場合に、市区町村から廃棄物適正処理推進課に御連絡くださいますよう、貴管内市区町村に御周知をお願いいたします。また、産業廃棄物行政主管部（局）におかれましては、貴管内産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合に、貴部（局）にその情報が提供されるよう、貴管内産業廃棄物処理業者に御周知をいただくとともに、貴部（局）から廃棄物規制課にその情報を御連絡くださいますよう御協力をお願いいたします。

※「小規模な患者の集団（クラスター）」とは・・・

同一の感染源で5人以上の陽性者が発生した場合を想定しています。なお、感染源や感染経路は、保健所において特定することとなります。

（一般廃棄物に係る連絡先）

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

担当：伊藤、越智、用品

TEL：03-3581-3351

E-Mail：hairi-haitai@env.go.jp

（産業廃棄物に係る連絡先）

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

担当：寺西、吉田

TEL：03-5501-3157

E-Mail：hairi-sanpai@env.go.jp

産指第1507号
令和2年12月1日

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
会長 片渕 昭人 様

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室長

廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について

日頃から、大阪府の廃棄物行政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染防止対策の上、安全かつ安定的な廃棄物処理業務の継続にご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、大阪府内では感染者数の増加傾向が再び顕著になってきており、小規模な患者の集団（クラスター）*も多数発生している状況となっています。

クラスターは様々な業種において発生する可能性があることから、環境省廃棄物規制課等より、令和2年11月27日付け事務連絡において、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの要請により、各府省庁は、所管する業界においてクラスターが発生した場合には、その原因究明及び分析を行い、再発防止策を検討することとなり、都道府県及び政令市の産業廃棄物行政主管部（局）に対し、管内産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合には、環境省にその情報を提供するよう、依頼のあったところです。

つきましては、貴団体内の産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合には、当該産業廃棄物処理業者から管轄行政庁へのご連絡について、貴団体内へのご周知にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

※「小規模な患者の集団（クラスター）」とは・・・

同一の感染源で5人以上の陽性者が発生した場合を想定しています。なお、感染源や感染経路は、保健所において特定することとなります。

(問い合わせ先)

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室
産業廃棄物指導課 澤田、吉峯

TEL : 06-6210-9570

FAX : 06-6210-9569